

## 認可外保育施設に対する指導監督について

## ○認可外保育施設とは

認可を受けていない保育施設の総称

※認可保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育する施設で、  
 児童福祉法第35条3項の届出をしている施設及び同条第4項の認可を受けている施設

## ○国の動き

認可外保育施設における乳幼児の事故が社会問題化していることを受け、

平成13年3月29日

認可外保育施設指導監督の指針策定

→効果的な指導監督を図る

平成14年10月1日

- ・届出制の導入（開設時）
- ・運営状況報告の義務化（毎年）
- ・施設概要・立入調査結果等の情報提供の義務化

## ○関係法令等

## ●児童福祉法第59条

その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。

## ●認可外保育施設指導監督の指針

（地方自治法に規定する技術的助言）

## ●認可外保育施設指導監督基準

大阪市

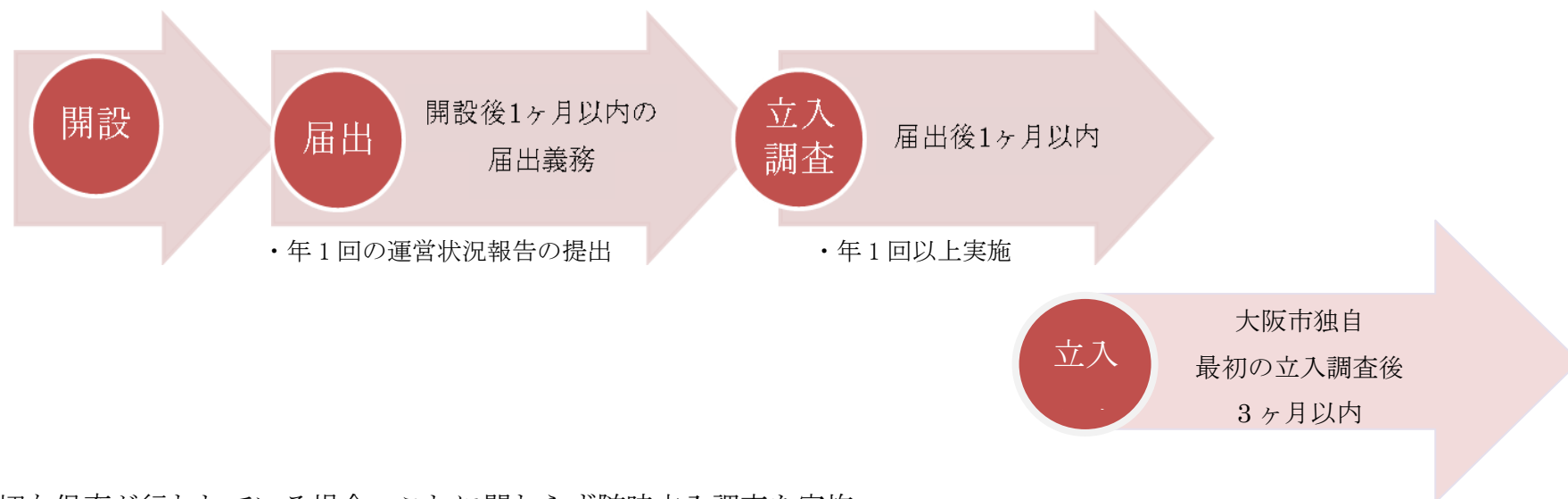
## ●認可外保育施設に対する指導監督要綱

## ○施設種別

	種別	内容	施設数 (H26.1.1現在)
届出対象施設	ベビーホテル	乳幼児が6人以上で、かつ次のいずれかに該当する施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開所時間が夜8時を超える</li> <li>・宿泊を伴う</li> <li>・利用児童のうち一時預かりの乳幼児が半数以上</li> </ul>	59箇所
	その他	乳幼児が6人以上で開所時間が夜8時迄の施設	85箇所
届出対象外	事業所内	企業や病院等で、従業員の子を保育する施設 （従業員の子以外に乳幼児を6人以上預かる施設を除く）	67箇所
	その他	事業者が顧客のために設置する施設（幼稚園併設型含む）	5箇所
	小規模	乳幼児が5人以下の施設	2箇所
	計		218箇所

※ 保育ママ事業（58箇所）を除く

## ○開設以降の流れ



※不適切な保育が行われている場合、これに関わらず随時立入調査を実施

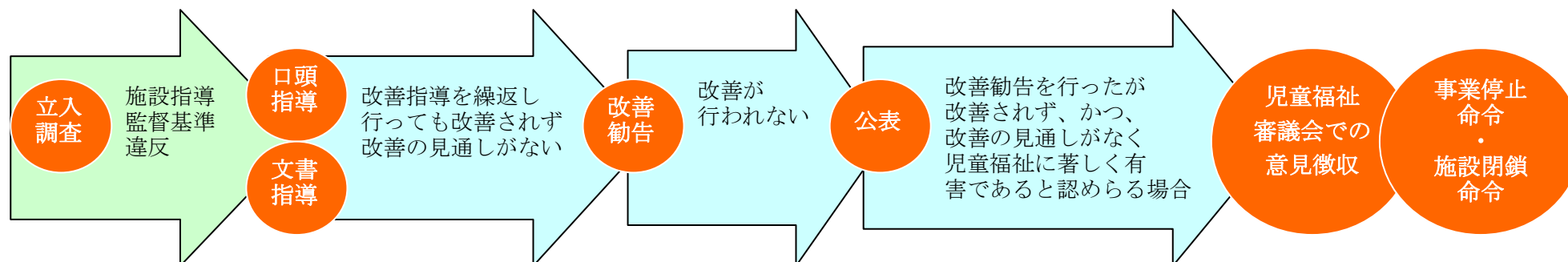
## ○児童の安全に関する規定（指導監督基準より抜粋）

- ・乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。
- ・乳幼児用ベットの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベットに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。

### 《乳幼児突然死症候群の予防》

- ・睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- ・乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。
- ・仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要であること。  
など

## ○指導監督の流れ



## ○施設指導に関する課題

### ・改善勧告の要件

①改善指導を繰り返しているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合

→「改善の見通しが無い場合」との基準は明確に示されておらず、改善勧告を行うための具体的な基準策定が必要

### ・事業停止命令又は施設閉鎖命令の要件

①改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき

②改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき

→緊急性の認められる②の場合を除いて、改善勧告の実施が前提

※ただし、児童福祉審議会での意見聴取が必要

## ○事業停止命令、施設閉鎖命令を行使する場合の課題

・業務停止、施設閉鎖後に利用児童を受け入れる施設の確保が困難。

(・営業活動を阻害する恐れがある。)